

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：鳥取県立皆成学園わいわいランド	種別：児童発達支援事業	
代表者氏名：鳥取県知事 平井 伸治 園長 川口 栄	定員（利用人数）：1グループ5名 25名（3名）	
所在地：倉吉市みどり町3564番地1		
TEL：0858-22-7188	ホームページ： https://www.pref.tottori.lg.jp/kaisei/	
【施設の概要】		
開設年月日：平成19年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：鳥取県		
職員数	常勤職員：4名 非常勤職員 0名	
専門職員	児童指導員 4名	
施設・設備 の概要	言語指導室 （個別学習及びおやつ提供環境） 1室	ホール （サーキット環境） 1室
	小運動機能訓練室 （プレスクール環境） 1室	遊戯治療室 1室
	観察室 1室	相談室 1室

③ 理念・基本方針

基本理念

- ・私たちは、ノーマライゼーションの理念に基づき、入所利用児童等とそのご家族一人ひとりの人権を尊重した施設運営を行います。
- ・入所利用児童等一人ひとりが心身ともに安定し主体的な生活を送ることを目指して、それぞれの目的や目標に添った質の高いサービスを提供します。
- ・社会参加を促進し、入所利用児童等が地域の一員として尊重され、地域社会の中でも主体的な生活が送れるよう、豊かで多様な経験を提供します。
- ・すべての障がいのある児童等の福祉向上を目指し、地域社会に開かれた施設としての機能を発揮するよう努めます。

基本指針

- ・サービス提供並びに運営は、児童の最善の利益を基準として実施運用します。
- ・利用児童等が安全で安心できる環境の中で児童の主体性を尊重し、かつ特性に応じた専

門的支援を行います。

- ・入所利用児童等やご家族、地域の方々や関係機関の声に耳を傾け将来の地域生活において一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう総合的な支援を行います。
- ・県民の障がい児・者福祉思想の啓発に努め、施設の持つ専門的な知識や技術を活かし、在宅で生活している障がい児・者へ専門的な支援を提供します。
- ・発達障がい児・者及びその家族に対して相談支援を行うとともに、医療機関等と連携しながら、発達支援、就労支援を行います。

④ 施設の特徴的な取組

鳥取県立皆成学園は、障がい児への入所支援、日中一時支援、短期入所支援等の3事業を行ない子どもの自立と社会参加を目指し、社会生活への移行に向けた支援施設として、昭和24年9月に事業開始されました。

平成19年4月に学園内に児童発達支援事業「わいわいランド」が開設され、発達が気になる未就学児童を対象に、ご家族同伴の活動として、事業が行われています。

個別学習や小集団活動、保護者同士での活動を通して、子どもの家族が、家庭や地域で暮らしやすくするための支援が行われています。

1 お子さんへの支援

わいわいランドでは個別学習と小集団活動を行います。

認知学習、社会性、運動、コミュニケーションの各分野を中心に療育を行い、お子さんの情緒の発達や適応行動を促します。

(1) 個別学習の目的と活動内容

担当者と1対1で行います。個別の認知発達に応じた学習課題を設定し、認知の育ちを促したり、人や物から学ぶ姿勢を作るなど学習態度の形成を促します。

(2) 小集団活動の目的と活動内容

わいわいランドは5人程度のグループ編成によるプログラムに添った集団活動を行い、目的のある行動の形成、コミュニケーションスキルやソーシャルスキルのトレーニング等を行います。

2 ご家族への支援

(1) ピア・カウンセリングや勉強会

わいわいランドではご家族相互が悩みを話し合い互いに支え合ったり、自己選択や自己決定できるよう情報の提供や共有もしています。また、勉強会を通じてお子さんの特徴を理解し、お子さんとの上手な付き合い方や育て方の技術支援をします。

(2) ケースカンファレンス

必要に応じて、お子さんの成長を確認し療育目標を見直す目的で、ケースカンファレンスを実施します。参加者は、お子さんとご家族の生活に関わっている関係機関の職員（保育士、市町保健師、児童発達支援事業スタッフなど）です。

⑤ 評価の受審状況

評価実施期間	令和4年7月21日（契約日）～ 令和5年1月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	5回（令和2年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

◎利用児童への支援と障がい児を持つ保護者間の情報共有の実施

利用開始前のアセスメント、日々の支援、活動終了後の毎回の振り返りを通して、利用児童の発達過程や自立状況を職員間で共有し、利用者の自立した生活や行動等につながったり、達成感を感じられたりする支援をされています。

保護者からの個別相談や必要な支援の量や内容について検討され、ピア・カウンセリングや、認知学習、社会性、運動、コミュニケーション等の支援による利用児童の情緒の発達や適応行動を促す取り組みが行われています。

◎保護者間同士の情報交換

「保護者のつどい」（年2回）の実施による保護者間同士の情報交換や専門家等からの助言を受ける等の取り組みが行われています。

更に、ペアレントメンターとしての取り組みとして、障がい児を持つ保護者や当園のOB保護者や中部療育園の医師による目標や課題等の整理や就学に向けての相談支援等の取り組みが行なわれています。

◇改善を求められる点

◎発達支援事業の事業拡大

新型コロナウイルス感染症予防対策で近年は実施されていませんが、自治体の保育士の研修を実施され助言等を行ない、発達障がい児の支援力向上に努めておられます。

増大傾向にある発達が気になる児童等に対する当園の専門的な療育支援スキルを活用した、学校・幼稚園・保育園等への支援としての事業拡大に期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

高い評価をいただいた点については、関係機関と連携しながら、さらに実施水準の向上に努めます

改善を御提案いただいた事業拡大については、県立施設としての地域貢献のあり方の再整理、地域の療育体制の及びニーズの適宜把握によって、今後の実施方法を検討したいと思っております。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

評価結果（児童発達支援）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と施設

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針は、運営要綱、学園要覧（パンフレット）に明文化され、広く地域へホームページ掲載の掲載による地域に対して広く周知が行われています。</p> <p>また、利用者・保護者等の利用開始時の案内に於ける重要事項説明書に明記された運営方針である「ノーマライゼーションの理念に基づき、利用児童と保護者の尊厳を第一に考えて運営します」の説明が行われています。</p> <p>園内への理念の掲示による来園者及び職員への周知が行われています。</p> <p>年度当初には、新任職員を対象とした理念や基本指針に関する研修が行われる等、継続的な職員への周知が図られています。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>障がい者施策、福祉型障害児入所施設、児童発達支援事業等の国の動向・方針についての情報収集が行われています。</p> <p>また、関係団体（日本知的障害者福祉協会及び鳥取県知的障害者福祉協会、鳥取県児童福祉入所施設協議会）に所属し、機関紙及び会報の確認や会議又は研修会への出席等を通じた情勢の把握に取組まれています。</p> <p>施設所在地の障害福祉計画には、策定委員会委員として参加され、内容を把握しているが、その分析及び当園の利用者の状況との比較分析等は不十分であると認識され、地域の潜在ニーズの掘り起こしの工夫が必要と考えられています。</p> <p>定期的な県の監査担当部局の監査受検によるコスト分析、組織運営課題や経費削減等の取り組みが行われています。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>定期的な監査担当部局（鳥取県）のによるコスト分析、組織運営等の監査受検が行われ、決算状況は県担当部局が管理するホームページでの公開が実施されています。</p> <p>運営課題、経費削減等について、各委員会による検証や対策に基づき取り組みが行われています。</p> <p>事業目標（工程表）に対する取り組み実績の分析や評価が実施され、事業の課題等が明確にされ、次年度の当園のミッションである目標設定（工程表の見直し等）への反映による具体的な業務運営が行われています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>第5期計画の評価分析（レビュー等）に基づき、第6期計画としての「鳥取県障がい者プラン」を反映した中・長期としての皆成学園のミッションとしての「工程表」が作成されています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>中・長期事業計画（「工程表」）に基づき、学園の基本理念・指針の役割の達成に向けた年度計画（工程表）が策定され、数値目標含む所属目標達成に向けて、職員一人ひとりが業務管理シートで業務目標の設定を行ない日常業務の実施及び進捗管理が行われています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画（「工程表」）は、事業ごとに各担当課（事業単位）の組織目標やサービス提供上の課題等を踏まえて職員等の意見を集約する等により策定されています。</p> <p>年度計画は、事業項目と事業内容が明文化され、スケジュールに対する年度末時点での進捗状況、達成度の評価、評価の理由及び課題、今後の取り組み等を明確にした定量化した最終評価が行われています。</p> <p>また、県の情報システム（データベース化）に蓄積された事業計画（ミッション工程表）の進捗・達成状況、中間期（9月）・最終評価（3月末）等は、職員に説明し深く理解させると共に、当園の各委員会の計画（進捗状況含む）も同様に委員会データベースから職員に周知が図られ、必要な改善・見直し等による次年度以降の組織の事業運営に反映されています。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画（「工程表」）は県のホームページで公開されています。</p> <p>事業計画である「工程表」そのものを説明する機会はありませんが、サービス内容や行事等については、利用者が就学前児童であるため、利用時に同行している保護者に、直接又は電話等で日頃から伝え、園内の掲示板等を利用して周知が行われています。</p> <p>子どもや保護者には、写真等も利用し、理解しやすい伝え方となるように工夫されています。</p> <p>近年、感染症対策で受け入れはありませんが、外部者の視察研修等の際には、理念及び業務内容等の説明が行なわれています。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>よりよいサービス提供のための協議体制を整備（サービス向上委員会、虐待防止委員会等）による児童の身体的・精神的な苦痛の軽減、社会的活動の提供等を通じた活力や満足度を上げる等の取り組みが行われています。</p> <p>利用者への支援の実施状況等の内部検証として、業務管理シートの自己評価及び人権擁護「禁止事項」チェック表によるセルフチェック等を「虐待防止委員会」で取りまとめて、統括委員会をはじめ、園内に報告しておられます。</p> <p>更に、県の事務監査（監査担当課）、実地指導（事業所指導担当課）による利用者への支援内容等の自己点検が実施されています。</p> <p>また、福祉サービス第三者評価については、平成18年度以降隔年で受審（今回で5回目）による結果の公表やその都度発生する課題改善に向けた取り組みが実施されています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>ミッション工程表（事業計画）の評価、監査、実地指導や第三者評価の評価結果については、園内のデータベース等や統括委員会等から指摘事項や課題等について職員へ周知されています。</p> <p>対応する担当委員会等を決めて計画的に電子会議等を用いての職員（園長参加含む）参加による協議・意見を求め改善に向け取組まれています。</p> <p>第三者評価で助言のあった全職員対象の研修受講の在り方、緊急災害時等の非常連絡体制の改善については各委員会で検討し改善されました。</p> <p>今後、園として取り組むべき課題について、実施スケジュールを含む改善計画を立て、組織的に取り組み、進捗管理する仕組みの構築に期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、新任職員研修、日常のカンファレンス等に於いて、運営規程としての学園の目的や運営方針を示し、園長の役割と責任について表明し理解を深められています。</p> <p>また、外部に対する広報誌やホームページを活用して、当園の役割、運営方針について、管理者の考えが表明されています。</p> <p>事務分担表に、各部署、各職員の業務内容が具体的に表記され、管理者はその総括者として明確に位置付けられおり、事務分担表は年度単位及び変更時に更新され、職員に周知しておられます。</p> <p>災害等の非常時の対応については、「鳥取県業務継続計画（鳥取県立皆成学園）」（BCP）に、管理者の役割、責任又は不在時の指揮等の権限委譲等についても定められています。</p> <p>この3年間は、新型コロナ感染予防や感染発生時の対策等、率先して取り組んでおられます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子育て王国を目指す鳥取県として、子どもの人権擁護（アドボガシーを考える会）試行事業の実施や法令遵守の先頭に立った施設の業務遂行が重要である旨が全職員に周知されています。</p> <p>園長は、当園の代表として各種団体に所属して会議等に参加する等、施設経営に必要な情報収集が行なわれています。</p> <p>学園内に虐待防止委員会の体制整備による人権研修の実施等による障がい者への理解や利用者の尊重を深め、虐待防止、身体拘束の検証、個人情報保護、交通法規の遵守、ハラスメントの防止等、業務外に於いても常時留意する事項が日々の朝礼等で法令遵守の徹底に向けた周知が行われています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は学園内の巡回も行い利用者、職員への声かけ等、日頃のサービス提供等の状況を把握され、組織運営の特性や課題への対策等の指導・アドバイス等の実施が行われています。</p> <p>また、福祉サービスとしての必要な各委員会の体制整備が行われ、定期的に会議を開催、委員会の役割・機能が明確にされた必要な検討が計画的、継続的に行われています。</p> <p>各種委員会で協議された内容については、園長を長とする統括委員会で報告され、改善が必要と判断される案件については、該当の委員会へ園長が対応を指示しておられます。</p> <p>園長自らケース検討会に積極的な参加による指導・アドバイス等が行なわれています。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>働きやすい職場とするため、環境整備や人事配置の要求等、随時人事担当部局等と調整等が行なわれています。</p> <p>ICT導入するなど、業務の実効性を高めるための業務改善が行われています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>県の人材育成方針が定められており、それに基づいた研修計画で対応しておられます。社会福祉専門職、保育士職等の職種は、経験年数、担当業務、職員に応じた人材育成計画に沿った研修が実施されています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>鳥取県の人事規程「求められる県職員像」が明確化され、人事評価制度が整備されています。</p> <p>職員一人ひとり（職位別）の業務管理シートへ業務目標の設定等による日常業務の実施及び進捗状況が管理され、定期的な職務遂行の成果及び行動等の評価基準に基づき、所属長等の面談が実施され、適正な評価が行われ、評価結果は、所属長（園長及び養護課長）から職員本人に説明が行われています。</p> <p>所属長の面談時には、人材育成担当部局が実施するキャリアビジョン研修計画（育成方針、到達目標等）及び職員からの今後希望する担当業務や働き方の相談や要望等の情報共有が図られる等必要な対応が実施されています。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況に対する労務管理の責任体制は明確であり、勤怠システムを活用した有給休暇や時間外勤務状況の適切な把握等の就業管理が行なわれています。</p> <p>鳥取県の福利厚生制度も充実しており、定期的な職員面談により、仕事・生活面の悩み事や要望・意見を述べやすい環境を整え、更に福利厚生担当課が実施するストレスチェックによる必要な助言や定期的な健康受診等を受ける体制も整備されています。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県職員として求められる職員像が規定されており、学園の職員としても人材育成に係る基本方針があります。</p> <p>業務管理、キャリア開発シートを活用し、期首、前期末、後期末の所属長面談等による業務遂行知識・技能等のスキル把握が実施され、職員の今後の育成（計画）に向けた指導・アドバイス等が行なわれています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>人材育成委員会による県の方針を踏まえた年間の人材育成計画（園内外計画）、施設間交流研修等への策定による研修の実施が行われています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりに対する身上報告書及び業務管理キャリア開発シートにより資格・研修受講状況を把握できるようになっており、スキル習得度に合った階層別研修（到達目標、行動目標が明確）、職種別研修等のスキルアップに向けた研修が計画的に策定される体制が整備されています。</p> <p>新規採用職員については、園内研修だけでなく、県として取り組んでいる「新採サポーター制度」により、先輩職員がフォローして育成が行われています。</p> <p>園外研修への参加後は、研修内容等の復命書の作成やデータベースシステムへの貼付等により、他の職員がいつでも閲覧共有できる仕組みが構築されています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習生受入れマニュアルに基づき、受入れ窓口、実習体制を整え、実習プログラムや実習日程等が実習生の所属する機関等との調整や連携による積極的な取り組みが行われています。</p> <p>実習生は、保育士、看護師職を目指す学生が中心です。</p> <p>また、各種資格等の取得に向けた実習受入れは、実習生が所属する機関と契約を締結し、専門学校との事前打ち合わせや実習中の巡回等による情報共有等による連携を深める取り組み等が行なわれています。</p> <p>今年度もコロナウイルス予防対策に配慮されながら受入れられています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>皆成学園の理念、基本方針や活動内容等がホームページ、広報誌「かいせい」等に掲載され、地域社会に公表され、関係機関や地域の公民館等への配布が行われています。</p> <p>予算決算状況については、県の財政担当部局が管理するホームページに掲載されています。</p> <p>福祉サービス第三者評価の受審結果について、学園及び県担当課のホームページやWAMNET等で公開されています。</p> <p>苦情受付及びその対応状況については、県担当課が管理している広聴システムへの登録により、公表されています。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県会計規則、同事務処理権限規則等の規定に沿った健全な予算計画、会計管理が実施され、鳥取県の監査基準に基づき、内部監査として県会計実施検査（検査担当部局）、外部監査としては鳥取県監査委員監査（事務局監査含む）、施設監査担当部局による指導監査を受けておられます。</p> <p>事務分掌は、各課で作成し、庁内LANデータベースに掲載されています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>学園の基本理念での「すべての障がいのある児童等の福祉向上を目指し、地域社会に開かれた施設としての機能を発揮するように努めます」が宣言され、地域の方々との交流や障がい児福祉の啓発を目的に地域交流事業として、地域交流行事担当等の体制が整備され、地域交流行事等への開催につながる取組が行われています。</p> <p>わいわいランドを利用する未就学児童は、ほぼ地域の保育所、幼稚園やこども園に在籍しているため、学園で地域の方々との交流は行われていません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策で近年は実施されていませんが、自治体の保育士の研修を実施され助言等を行ない、発達障がい児の支援力向上に努めておられます。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確に体制を確立している。	評価対象外
<p><コメント></p> <p>わいわいランドを利用する未就学児童は、ほぼ地域の保育所、幼稚園やこども園に在籍しているため、ボランティア受入れはありません。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>障がい福祉担当部局が発行する「よりよい暮らしのために」という障がい福祉施策や事業所紹介の冊子を活用しておられます。</p> <p>日々の情報共有や、支援会議等の開催又は出席により、利用者が在籍する保育所、幼稚園やこども園、教育機関、市町及び相談支援事業所等地域の関係機関と連携・協力し、スムーズな移行ができるように努めておられます。</p> <p>保護者には就学後の放課後や長期休業時の過ごし方について、放課後等デイサービス等の福祉サービスに関する情報提供を行っておられます。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行なわれている。	a
<p><コメント></p> <p>わいわいランドの利用者が在籍する保育所、幼稚園やこども園、保護者の居住市町村、相談支援事業所等と不定期ですが個別支援会議、移行支援会議等を開催し情報共有しておられます。</p> <p>地域の自治体の保育士の研修を実施される際にニーズの把握が行なわれています。</p> <p>また、園内に併設の鳥取県発達障がい者支援センター「エール」では当事者や家族からの相談を受けておられ、アドバイスや情報提供・関係機関の紹介等が行われています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な施設・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>災害時に、所在地自治体が設営する避難所として施設を貸し出す協定が締結され、災害時に備えての備蓄品等の準備が行われています。</p> <p>また、近隣の施設間での災害時の相互支援等の応援協力の協議も行われています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策で近年は実施されていませんが、自治体の保育士の研修を実施され助言等を行ない、発達障がい児の支援力向上に努めておられます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント>		

<p>学園の理念・基本方針並びに運営規程・倫理要領が整備・明文化され、日頃から利用者への人権尊重への基本姿勢としての人権に配慮した対応が行われています。</p> <p>施設内の虐待防止委員会が設置され、定期的な開催による虐待防止等についての検討や虐待防止研修の開催が実施される等、職員への共通認識や理解を深める取り組みが行われています。</p> <p>また、人権擁護データベースを活用した利用者を尊重したサービス提供（人権擁護・侵害）等のセルフチェックが行われ、その結果に対する必要（課題・問題がある場合等の改善対策等）な対応が行われています</p> <p>利用者に対しては愛称で呼ぶことなく「さん」「くん」で呼びかけることを基本とされています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援提供が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護規程等について、利用者・保護者等に対し、利用時の契約書の書面での説明による理解が得られています。</p> <p>プライバシー保護として、契約書に正当な理由なく第三者に個人情報を提供しない等秘密保持の条項が定められています。</p> <p>個人情報を記載した文書の送付は、県の規程に基づいてダブルチェックを行うなど、情報漏洩の防止策を徹底されています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者に対して支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>学園の理念・基本方針、施設概要や入所に必要な各種の情報を得るための情報提供については、写真や図を用いて分かりやすい説明資料としてのホームページ、広報誌等で発信されています。</p> <p>利用希望者・家族等の見学や体験も受け入れておられ、学園要覧等を提示して丁寧に支援内容、利用手続き等の受入れに関する説明が行われています。</p> <p>体験時は一対一でゆったりとした雰囲気で行われています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・変更において子どもと保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>利用契約締結時には、利用者・家族等に対して、契約書、重要事項説明書を用いて丁寧に説明が行われ同意を得て利用が開始されます。</p> <p>個別支援計画作成や更新の際は就学前の児童を対象とした児童発達支援事業のため支援内容についての確認は保護者にして頂き、可能な限り一人ひとりの意向や希望を聴き取り、利用者の意向を尊重した個別支援計画を作成し、支援内容について同意を得ておられます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a

<p><コメント></p> <p>就学後の放課後や長期休業時の過ごし方について、放課後等デイサービス等の福祉サービスに関する情報提供を行っておられます。</p> <p>また、利用終了後に於いても、相談が出来る事を保護者に伝えられています。</p> <p>利用終了後1年間は、保護者の希望に応じて個別相談や支援会議等への出席を行い、アフターフォローを行っておられます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者の満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>定期的に保護者アンケートを実施されています。</p> <p>事業利用時や個別相談、電話相談等で寄せられた保護者の要望、意見等は、各担当課や各種委員会で検討し、実現可能なものは対応されています。</p> <p>また、その過程を利用者に分かりやすく説明を行ない、データベースに記録し、園内で共有されています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決実施要項に基づき、苦情解決責任者、受付担当、第三者委員体制が整備され、園内掲示により周知が図られています。</p> <p>また、苦情受付の意見箱の設置、重要事項説明書の説明時に利用者・保護者等への苦情解決の仕組みについて周知が図られています。</p> <p>県の各機関が受ける意見・要望等を広聴システム「県民の声」を活用して対応されています。</p> <p>園内での苦情内容や苦情への対応状況等が県に報告され、苦情やその対応状況等が担当課に報告され、ホームページに掲載することとなっています。</p> <p>このシステムと併用して、園内の報告データベースを利用し、苦情の内容、対応状況をデータベースで報告されています。</p> <p>いずれも、内容によっては意見要望対応の担当部局と協議して回答し、申し出者が特定できないような形で公表され、回答内容はホームページで確認できます。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>どの職員にも気軽に相談等が出来る事については、保護者に伝えておられます。</p> <p>相談や意見を述べやすい環境としては、わいわいランド利用時や利用時以外にも対応しての個別相談、電話相談等で保護者の要望、意見等を聴き取っておられます。</p> <p>意見箱の設置も行われています。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>保護者等からの相談・意見等については、苦情解決実施要領に基づき迅速な対応に努めておられ、園長まで全ての報告があがり、全職員で共有する仕組みが構築されています。</p> <p>相談受理から解決までの詳細なマニュアルは整備されていませんが、保護者の様々な意見を取り入れ、各種マニュアルの改善・見直し等、サービスの質の向上に向けた取り組みが行われています。</p> <p>相談等を受け、解決までの検証や検討対策等に時間が必要な場合の途中経過等の保護者等への報告等によるキメの細かい取り組み手順等の整備による取り組みに期待します。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な・支援の提供のための施設的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>学園内の各部署の職員で構成する「リスクマネジメント検討委員会」が設置され、毎月の協議の中で、災害対応、所在不明利用者の搜索、危機管理体制等マニュアル及び緊急連絡網を各種整備し、計画的な避難訓練、救急救命訓練、所在不明利用者搜索訓練、不審者対応訓練、緊急時連絡訓練等や研修等を実施し、安心・安全な組織運営に向けたマニュアル等の検証や見直し等が行なわれています。</p> <p>また、毎月の施設の危険物等を確認する「安全点検」が実施され、危険箇所等の改修が行なわれています。</p> <p>アクシデント又はインシデントについては、ヒヤリハット報告としてデータベースで管理しており、事例によってはレベルを設定して検証し、再発防止対策等の検討や見直し等のリスクマネジメントの取り組みが行われています。</p> <p>利用者と職員の安全を確保する研修も行なわれており、研修は、職員全員が受講できる工夫をされています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>衛生委員会が設置され、保健師を中心に感染症対策にも力を入れた取り組みが行われています。</p> <p>感染症対策マニュアル、食中毒予防マニュアル等が整備され、毎年マニュアルに沿った職員研修による職員の感染症防止に関する意識が高められています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染防止については、国の対応方針も変化し続けていることから、マニュアル化は行わずに、入所児童・職員、外部からの来園者に対する検温、健康チェック等、学園内の消毒の徹底等、専門の研究者を招聘し、施設内を点検や助言等を踏まえて支援に活かし、その都度必要な対応が行なわれています。</p> <p>園内関係者に感染があった場合の感染拡大対策で対応されます。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもや保護者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>避難計画・消防計画・業務継続計画・緊急時対応マニュアルが整備されており、県のBCP策定により、災害復旧時の体制が講じられ、定期的に訓練も行われています。</p> <p>職員の緊急連絡網が整備され、緊急時に迅速かつ正確に情報伝達できるよう、昨年度からまちこみシステムを活用しておられます。</p> <p>災害時の持ち出し品は年1回リストの見直しを行ない、毎月チェックし避難訓練の際には実際に持ち出されています。</p> <p>食料の備蓄についても担当者が管理し、期限の管理、保管場所の工夫が行なわれています。</p> <p>倉吉市との協定による避難場所指定にもなっており、消防署や自治公民館長との協力及び日常からの非常連絡訓練等も実施され、災害時等は、消防や警察、近隣施設からの必要な応援依頼を行う仕組み等による事前の防災対策の取り組みが行われています。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され、支援が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>学園の理念・基本方針をもとに各種のマニュアルが利用者の人権尊重や権利擁護など、運営要綱等、当園のマニュアル集データベースに保管され、全職員がいつでも閲覧可能であり、業務の必要時にマニュアルに沿った支援が行われています。</p> <p>また、利用者の一人ひとりの個別支援計画もデータベース化され、対応困難事例は、個別に支援対応マニュアルが作成される等、職員がいつでも支援内容を確認できるため、共通の情報を共有する等の統一的な利用者への支援が行われています。</p> <p>対応困難事例は、個別に具体的な支援マニュアルが作成しておられます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>各種マニュアルによる標準的な実施方法については、所管する各委員会等で決定し2年に1回程度見直しが実施されています。</p> <p>また、保護者や職員からの改善意見・要望及び事業運営時での必要な場合や政令（条例）等による改正が必要時は、その都度見直し・修正を行うこととなっています。</p> <p>利用者の心身の生活状況等を考慮した6ヶ月の個別支援計画が作成され、日常のモニタリング記録が行われています。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>個別支援計画策定マニュアルにより、障がい状況、発達状況及びニーズを考慮して、すべての利用者への計画書が作成されています。</p> <p>アセスメントは、年齢や障がいの状況に応じ、個別支援計画策定マニュアルに規定するアセスメント表、児童発達支援用のアセスメント表が用いられています。</p> <p>利用開始前やモニタリング時にチームでアセスメントを行い、利用者一人ひとりの発達状況や、保護者の意向等を都度確認されています。</p> <p>相談支援事業所が作成した総合的な支援目標、保護者希望及びアセスメントに沿って個別支援計画を作成しておられます。</p> <p>園内だけでなく、相談支援事業所等との関係機関との情報共有が図られおり、支援困難ケースは、関係者会議においての討議等が行われています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個別支援計画策定マニュアルに計画見直しの時期と方法等が定められてこれに沿って評価・見直しが行われています。</p> <p>定期的な見直しだけでなく、個々の状態に応じて見直しをすることも規定されています。</p> <p>計画変更時は、当初策定時と同様に、関係職員による合議により策定が行われ、変更後の計画は、当初策定時と同様に関係機関と共有が図られています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>児童発達支援について、様式を定めてデータベース化し、支援内容及び利用者の状況が記録され、書面及び電子媒体いずれにおいても園内関係者で回覧共有の仕組みが確立しています。</p> <p>データベースを利用した回覧は、職員が必要な時に迅速に情報共有が可能であり、業務の効率・効果的な支援につながっています。</p> <p>毎朝の職員会議等でも必要な各種情報の提供や子どもの支援等の気なる対応事項等が討議され適切な支援へとつなげておられます。</p> <p>また、各種委員会開催（毎月1回程度）での討議内容、周知事項等は、データベースでその報告が掲載され、職員への周知が図られています。</p> <p>記録作成の方法及び留意点についての記載要領等のマニュアルの作成に期待します。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもと保護者に関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>園内の記録はすべて、県の文書であり、鳥取県個人情報保護条例、鳥取県個人情報保護条例施</p>		

行規則及び鳥取県文書管理規程に基づいた作成及び管理が行われ、管理責任者は、次長と定められています。

全職員に個人情報管理の研修等を通じて指導を行い、書面記録については所定のスペースに保管するなど、外部の第三者の目に触れないよう工夫し、電子媒体については、パスワードを付与して保存するなど、情報管理の徹底が実施されています。

契約時、利用者及び家族に対して、契約書及び重要事項説明書を用いて個人情報の取扱いへの同意を得る等の個人情報保護についての説明が実施されています。

県の規程に基づいた個人情報を含む文書等の発送についてはダブルチェック、Eメールのデータ送信はパスワード付与の徹底など、記録の漏洩防止に努められています。

内容評価基準（16項目）

A-1 子どもの尊重と権利擁護

		第三者評価結果
1- (1) 自己決定の尊重		
1	① 子どもの自己決定を尊重した個別支援と取組みを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>就学前児童を対象とした児童発達支援事業と言う事もあり、支援内容に関する要望等については保護者から確認する事が多くなりますが、利用児童の意向や希望の聞き取りに努め、自己決定を尊重した個別支援計画を作成し、活動が行なわれています。</p> <p>保護者や関係機関から利用児童の特性を丁寧に聞き取り、その特性に配慮しながら利用児童一人ひとりが自己決定の基に活動に参加しやすいようにしておられます。</p> <p>必要時には環境調整や環境変更が行なわれています。</p>		
A- (2) 権利侵害の防止等		
2	① 子どもの権利侵害の防止等に関する取組みが徹底されている	a
<p><コメント></p> <p>園内には虐待防止委員会が設置されており、利用児童の権利擁護に関する取組みが行なわれています。</p> <p>委員会での検討、園内研修、全職員を対象にした定期的なアンケート調査、発生時の対応マニュアル等に取組まれています。</p> <p>利用者の安全確保のための身体介助又は身体拘束については、個別支援計画書に記載し、事前に保護者に了解を得ることで限定的に実施しておられます。</p> <p>やむを得ず身体拘束を実施する際の3原則や手続きを定め、実施報告等は、「ヒヤリハットDB」を活用して園内で共有し検討しておられます。</p> <p>利用者の安全をより確実に確保するために、包括的暴力防止プログラムを計画的に受講し、園内で伝達研修も行われています。</p>		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
2-(1) 支援の基本		
3	① 子どもの自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用開始前のアセスメント、日々の支援、支援終了後の毎回の振り返りを通して、利用者の発達状況や自立状況を職員間で確認しておられます。</p> <p>必要な支援や内容について検討し、利用児童が達成感を感じられ、自立的に行動できる動機付けとなるような方法が取られています。</p> <p>就学後に利用できる福祉サービス等についての情報提供を行い、スムーズな移行に繋げておられます。</p>		
4	② 子どもの心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用児童の状況を保護者から聞き取り、心身の状況に応じて柔軟に支援プログラム内容を変える配慮が行なわれています。</p> <p>活動時間中のあらゆる場面において、具体的で短い言葉、写真やイラスト、動作等を使い、一人ひとりに応じたコミュニケーション手段を取りながら、利用者が意思や希望を表出しやすく、周囲が把握しやすくなるよう工夫が行なわれています。</p>		
5	③ 子どもの意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用開始前に丁寧なアセスメントを行い、利用児童・保護者の意向・要望を確認して個別支援計画を作成し支援が行なわれています。</p> <p>事業利用時や利用児童の保護者からの希望に応じた個別相談や電話相談、情報提供等が行なわれており、利用日以外でも相談に対応されています。</p> <p>ピア・カウンセリングの実施やペアレントメンターと中部療育園医師の来園日を設定したり、鳥取大学教授と卒園した保護者が参加する「保護者のつどい」を開催し、他の保護者や専門家と情報交換や助言が得られる機会が設けられています。</p>		
6	④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用者支援等を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用児童の特性や発達の状況に応じて、活動参加しやすい支援内容や環境（刺激の排除や活動時間の調整）の検討を行ないながら、余暇活動の提供が行なわれています。</p> <p>保護者から家庭での余暇の過ごし方について話を聞き、日中活動や余暇の過ごし方について、情報提供や助言が行なわれています。</p> <p>就学後の放課後や長期休業中に利用できるサービス（放課後等デイサービス等）に関する情報提供を行い、具体的な利用にあたっては相談支援事業所に引き継いでおられます。</p>		

7	⑤ 子どもの障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、発達障がい者支援センター「エール」職員や中部療育園の医師から、日々の活動支援における専門的な助言や、鳥取大学教授やペアレントメンターから障がい児の保護者支援に関する専門的な助言を得ておられます。</p> <p>職員は日々の支援、教材や研修受講を通して、専門知識の習得と支援の向上が図られています。</p> <p>毎回の活動毎に、スタッフミーティングを実施し、支援方法の共通理解と利用児童の行動分析、環境整備の検討・見直しを行いながら、支援の質の向上につなげておられます。</p>		
2- (2) 日常的な生活支援		
8	① 個別支援計画にもとづく日常生活支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>食事提供・支援及び入浴支援は実施されていません</p> <p>未就学児童が対象のため、必要に応じて排泄支援と移動支援が行なわれています。</p> <p>排泄支援は、利用児童の状況に応じて、スケジュールの中に組み込んだり、声掛けや見守り、手添え支援等が行なわれています。</p> <p>移動支援は、来園及び帰園時の安全確保のために配慮・支援が行なわれています。</p>		
2- (3) 生活環境		
9	① 子どもの快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>利用児童が安全・安心に活動できるよう、清潔で明るい雰囲気となるようを保たれています。</p> <p>冷暖房については全館管理であり使用時期が限られていますが、利用児童の発達特性に配慮し、可能な限り適温で過ごせるよう配慮しておられます。</p> <p>活動環境内に突起がある部分は、緩衝材で覆ったり、段差がある部分では必ず職員が見守るなど、危険防止のための工夫も行われています。</p> <p>職員と利用者の手指消毒を頻回に行い、使用する箇所の消毒を徹底し、感染予防や衛生管理に努めておられます。</p>		
2- (4) 機能訓練・生活訓練		
10	① 子どもの心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている	a
<p><コメント></p> <p>利用児童の状況に応じて、粗大運動の機能発達をねらい意図的に個別学習や活動を取り入れておられます。</p> <p>サーキットや運動遊びの中で、楽しみながら体を動かす機会を設け、心身の発達を促しておられます。</p>		
2- (5) 健康管理・医療的支援		
11	① 子どもの健康状況の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a

<p><コメント></p> <p>保護者と同伴で利用する事業ですので、健康状態については保護者にも事前に聴き取りをし、常時把握されています。</p> <p>登園時に体調チェックリストの提出と、検温、手指消毒が行われています。</p> <p>体調不良等があれば、保健師等に報告・相談し、受診の必要があれば、受診を勧めるなど、安全管理に努められています。</p> <p>感染予防や救命研修、てんかんに関する研修等、児童の健康管理に必要な知識を得るための研修が園内で開催され、受講しておられます。</p>		
1 2	② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	評価対象外
<p><コメント></p> <p>事業の性質上、医療的支援は行われていません。</p> <p>おやつを提供をする場合は、保護者よりアレルギーの有無等を確認し、保護者が医師から確認した内容に基づいて対応されています。</p>		
2 - (6) 社会参加・学習支援		
1 3	① 子どもの希望と意向を尊重した社会や学習のための支援を行っている。	評価対象外
<p><コメント></p> <p>利用児童はほぼ地域の保育所や幼稚園、こども園等に在籍しているため、児童発達支援事業では、社会参加や外部との交流等の支援は行っておりません。</p>		
2 - (6) 地域社会への意向と地域生活		
1 4	① 子どもの希望と意向を尊重した地域社会への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>【就学前】</p> <p>利用児童や保護者の意向を確認しながら目標や課題を整理して、就学に向けた支援が行なわれています。</p> <p>ペアレントメンターや「保護者のつどい」などで、先輩保護者や専門家と就学や子育ての悩み等情報交換できる機会が設けられています。</p> <p>活動のプログラムとして、学習やプレスクール（模擬授業）を設定し、学習態度の形成やルールの理解を学ぶ機会を提供しておられます。</p> <p>日々の情報共有や、支援会議等の開催又は出席により、教育機関、市町村や相談支援事業所等、地域の関係機関と連携・協力してスムーズな移行に繋がるようにしておられます。</p> <p>就学後の放課後や長期休業時の過ごし方について、放課後等デイサービス等の福祉サービスに関する情報提供が行なわれています。</p> <p>【就学後】</p> <p>利用終了後1年間は、保護者の希望に応じて個別相談や支援会議等への出席を行い、アフターフォローが行なわれています。</p>		
2 - (8) 家族との連携・交流と家族支援		
1 5	① 子どもの家族との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>児童発達支援事業においては該当ありません。</p>		

年2回の保護者交流会があり、その際には講師や保護者OBも来られ、いろいろな情報を得る機会となっています。

ペアレントメンターが来られてピア・カウンセリングも行われています。

A-3 生活支援

A3-(1) 発達支援

16 ① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。

a

<コメント>

利用開始前やモニタリング時に、チームでアセスメントを行い、利用者一人ひとりの発達状況や保護者の意向等を都度確認しておられます。

相談支援事業所が作成した総合的な支援目標、保護者希望及びアセスメントに沿って個別支援計画を作成しておられます。

発達障がい者支援センター「エール」や中部療育園の医師から、日々の活動支援における専門的な助言や、鳥取大学教授やペアレントメンターから障がい児の保護者支援に関する専門的な助言を得て、利用者一人ひとりの状況に応じて個別活動の内容を設定・工夫や見直しが行われています。